

営農型太陽光発電設備関係事務処理要領

第1 趣旨

この要領は、営農型太陽光発電に係る農地転用許可等の事務処理に関し必要な事項を定めるものとする。

なお、営農型太陽光発電に係る事務処理に関しては、本事務処理要領のほか「営農型太陽光発電に係る農地転用許可制度上の取扱いに関するガイドライン」の制定について（令和6年3月25日付け5農振第2825号農林水産省農村振興局長通知。以下「ガイドライン」という。）による。

おって、本事務処理要領施行前に一時転用許可を受けて営農型太陽光発電を実施しているものについては、当該一時転用許可期間が満了するまでの間はなお従前の例による（第7及び第10を除く。）。

第2 営農型太陽光発電設備

ガイドラインの1の「簡易な構造でかつ容易に撤去できる支柱」とは、基礎のない支柱又は簡易な構造の基礎（布基礎や杭打ちによる基礎は対象外）を有する支柱とする。

第3 許可申請書の添付資料

- (1) ガイドラインの2の(1)のイの「営農型太陽光発電設備の下部の農地（以下「下部の農地」という。）における栽培計画、収支の見込みその他の事項について記載した営農計画書」は、「営農型太陽光発電設備の下部の農地における営農計画書（参考様式1）」によるものとする。
- (2) ガイドラインの2の(1)のウの「営農型太陽光発電設備の設置による下部の農地における営農への影響の見込み」は、「営農型太陽光発電設備の設置による下部の農地における営農への影響の見込み（参考様式2）」によるものとする。
- (3) ガイドラインの2の(1)のウの(ア)のbの「下部の農地において栽培する農作物について必要な知見を有する者の意見書」は「下部の農地において栽培する農作物について必要な知見を有する者の意見書（参考様式3）」によるものとする。
- (4) ガイドラインの2の(1)のウの(イ)の「生産に時間を要する農作物」とは、作付けから収穫までに要する期間が1年を超える農作物を指すものとする。
- (5) ガイドラインの2の(1)のウの(イ)のbの「単位面積当たりの収穫量の根拠を含む栽培理由」は、「申請に係る市町村で栽培されていない農作物又は生育に時間を要する作物を栽培する場合における栽培理由書（参考様式4）」によるものとする。
- (6) ガイドラインの2の(1)のエの「営農型太陽光発電設備を撤去するのに必要な費用を営農型太陽光発電の設置者が負担することを証する書面」は、「営農型太陽光発電設備の撤去費用を負担することの誓約書（参考様式5）」によるものとする。
- (7) ガイドラインの2の(1)のオの「毎年、下部の農地において栽培する農作物に係る栽培実績書及び収支報告書を農地転用許可権者に提出することを誓約する旨を記載した書面」は、「下部農地の栽培実績書及び収支報告書の提出に係る誓約書（参考様式6）」によるものとする。
- (8) 申請書類を受け付けた農林事務所（企画部）又は福島県農地法に係る事務処理の特例に関する条例第一条関係別表第一、同第二条関係別表第二及び同第三条関係別表

第三に掲げる市町村（以下「権限移譲市町村」という。）農業委員会（ただし、当該農業委員会が必要と判断する場合に限る。）は農業振興普及部（所）又は森林林業部に対し「営農への影響の見込みに関する意見書（参考様式7）」により意見を求めることとする。

第4 一時転用許可基準

- (1) ガイドラインの2の(2)のイの「申請に係る面積が必要最小限で適正と認められる」とは、発電計画によるパネル等の必要面積及びその下での作物栽培に必要な日照量と作業の確保のため必要最小限の面積とする。

また、変電設備等附随する設備を設置する必要がある場合においては、原則として近隣の農地以外の土地から選定するものとし、これらの土地がないなどやむを得ず農地を一時転用して設置する場合には、その規模及び位置が適正であることを確認すること。

- (2) ガイドラインの2の(2)のキの「位置等からみて、営農型太陽光発電設備の周辺の農地の効率的な利用、農業用排水施設の機能等に支障を及ぼすおそれがないと認められること」については、農地の所在する市町村（ただし、権限移譲市町村は除く。）長の「営農型太陽光発電設備の設置に関する意見書（参考様式8）」を添付させて判断すること（当該市町村長は、意見書の発行に当たり農業振興地域整備計画の変更手続きに準じて、土地改良区（土地改良区連合を含む。）、農業協同組合及び農業委員会から意見を聴くことが望ましい。）。

農林事務所長（企画部）は、意見書に「意見あり」の場合又は当該市町村長からの意見書が交付されない場合には、当該市町村長と十分調整を行うものとする。

第5 一時転用許可に当たっての留意事項

- (1) ガイドラインの2の(4)のアの「都道府県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取」について、農業委員会は、一時転用許可申請に係る意見書を作成する場合において、申請に係る支柱部分の面積と下部の農地面積の合計が30アールを超える場合は、一般社団法人福島県農業会議に意見を聴くこととする。ガイドラインの4の(6)の事例に係る一般社団法人福島県農業会議への意見聴取については別紙のとおりとする。

- (2) ガイドラインの2の(4)のイの「許可基準の適合性等に係る国への相談」について、申請に係る支柱部分の面積と下部の農地面積の合計が4ヘクタールを超える場合は、許可基準の適合性等について、農林事務所（企画部）及び権限移譲市町村農業委員会は、農業担い手課を通じて東北農政局の農地転用担当部局に相談することができるものとする。

第6 一時転用許可期間中の生産状況の記録、確認、栽培実績及び収支の報告

- (1) 営農型太陽光発電設備設置者及び営農者（以下「営農者等」という。）は、作物の作付けから生育過程を写真等で記録すること。
- (2) 営農者等は、作付中の事故（自然災害や病害虫による被害等）で収穫量及び品質が著しく低下することが見込まれる場合は、当該農地及び周辺農地の作付状況の把握に努めるとともに、速やかに農業委員会へ連絡しなければならない。
- (3) ガイドラインの3の(1)の①の「栽培実績書」は、「栽培実績書（参考様式9）」

によるものとする。

なお、当該栽培実績書の報告内容が適切であるかについての「必要な知見を有する者の確認」は、農業委員会が行うことを原則とする。ただし、技術的判断が必要な場合にあっては、必要に応じて農林事務所長（企画部を經由して農業振興普及部又は森林林業部）へ協力を求めることができるものとする。

- (4) 営農者等が、農業委員会以外の者から農作物に係る生産状況の確認を受けようとする場合は、事前にその旨を農業委員会へ連絡しなければならない。

なお、農業委員会が必要と認める場合は、確認に立会うものとする。

- (5) 農業委員会は、農作物を収穫する時期となった場合には、収量、品質等の確認のため事前に十分な余裕を持って農業委員会へ連絡するよう営農者等を指導すること。

また、農業委員会は、長期に渡り収穫する農産物等にあっては、適当と認められる方法で収量等の確認を受けるよう営農者等を指導すること。

- (6) ガイドラインの3の(1)の②の「収支報告書」は、「収支報告書（参考様式10）」によるものとする。

- (7) 農業委員会は(3)及び(6)の報告書を取りまとめ農林事務所長（企画部）へ提出すること。

第7 転用事業の進捗状況の把握及び申請者に対する指導等

- (1) 転用事業の進捗状況の把握及び申請者に対する指導等は、ガイドライン4によるものとする（ただし、ガイドライン施行前に一時転用許可を受けて営農型太陽光発電を実施しているものについて、ガイドライン4の(7)の規定はこの限りではない。）。この場合、農林事務所長（企画部）は、農業委員会と連携して転用事業の進捗状況及び営農状況の確認並びに一時転用許可を受けた者に対する指導を行うものとする。

- (2) ガイドラインの4の(3)の勧告等については『農地法関係事務処理の手引』「第10 違反転用に対する処分等（法第51条）」に準じて対応するものとする。

なお、農地転用許可権者が勧告等を行った場合には、その内容を「営農型太陽光発電に係る違反状況取りまとめ表（参考様式11）」により農業担い手課へ（農地転用許可権者が権限移譲市町村の場合には、農林事務所（企画部）を經由して）報告すること。

- (3) ガイドライン4の(4)の再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。）に基づく買取制度（FIT）や補助金（FIP）を活用するものである場合における勧告等を行った旨の報告について、権限移譲市町村農業委員会は「農地法における違反事案についての情報提供（通知）（参考様式12）」又は再エネ特措法認定システムへの措置内容の入力により東北経済産業局に報告すること（農林事務所長許可案件の場合、農林事務所（企画部）は（参考様式12）を農業担い手課へ送付すること。）。

- (4) ガイドラインの4の(8)の「営農型太陽光発電設備の設置に関する情報を記録した台帳」は「営農型太陽光発電設備の設置に関する情報（参考様式13）」によるものとする。

第8 一時転用許可の期間満了後における再許可

- (1) 一時転用許可の期間満了後における再許可は、ガイドラインの5による。なお、転

用許可を受けた者が、ガイドラインの5の転用許可の更新をしようとする場合、農林事務所長（企画部）及び農業委員会は、許可期間の中断がないよう原則として期間満了3か月前までに許可申請書を提出するよう指導すること。

- (2) 一時転用許可の期間満了後における転用許可の更新をしようとする場合に当たっては、参考様式8の提出は要しない。

第9 営農計画等の事前相談

- (1) 農業委員会は、申請書の「営農計画書」、「営農への影響の見込み」の判断に当たり、必要があると認めるときは農林事務所（企画部）へ意見を求めることができるものとする。
- (2) 農林事務所企画部は、農業振興普及部又は森林林業部に対しその内容について意見を求めた上で回答をすること。

第10 その他

- (1) ガイドライン6の(4)の場合において、申請者が支柱に係る一時転用許可と下部の農地に地上権又はこれと内容を同じくするその他の権利を設定するための農地法第3条第1項の許可を受けようとする場合は、申請者から農業委員会へ同時に申請するよう指導すること。

また、許可をする際は許可権者間で調整し同日付けで許可することとし、当該権利を設定する期間を支柱に係る一時転用期間と同じ期間とすること。

- (2) 営農型太陽光発電設備を改築する場合は「営農型太陽光発電設備の改築に係る報告（参考様式14）」、廃止する場合は「営農型太陽光発電設備による発電事業の廃止に係る報告（参考様式15）」、第三者に承継する場合は「営農型太陽光発電事業の承継に係る報告（参考様式16）」によるものとする。

なお、営農型太陽光発電事業を第三者に承継する場合、農地法第5条第1項の許可を受ける必要があることに留意すること。

- (3) 営農の適切な継続のため作物の変更を行いたい旨の報告を受けた場合、又は(2)により営農型太陽光発電事業を第三者に承継する旨の報告を受けた場合において、やむを得ないと認められる場合は事業計画変更により処理するものとする。

附 則

- 1 本事務処理要領は令和6年4月1日から施行する。
- 2 本事務処理要領の施行に伴い、「営農型発電設備の農地転用に係る事務処理要領」（平成25年9月17日付け25農支第2789号福島県農林水産部長通知）は廃止する。

附 則

本事務処理要領は令和7年4月1日から施行する。

別紙（第5の（1）関係）

ガイドラインの4の（6）の事例に係る一般社団法人福島県農業会議への意見聴取については以下のとおりとする。

1 営農の適切な継続のため作物の変更をする場合

一般社団法人福島県農業会議への意見聴取は要しないものとする。

本事例では第3の（8）により農業振興普及部（所）又は森林林業部に対し「営農への影響の見込みに関する意見書」（参考様式7）により意見を求めることとしており、その後、一時転用許可の期間満了に伴う更新の許可申請がなされた場合には、申請に係る支柱部分の面積と下部の農地面積の合計が30アールを超えるものについては、第5の（1）に基づき、一般社団法人福島県農業会議への意見聴取を行うことから、許可期間中の作物変更については一般社団法人福島県農業会議への意見聴取は不要とする。

2 営農型太陽光発電に係る事業を第三者に承継する場合

一般社団法人福島県農業会議への意見聴取を要するものとする。

営農型太陽光発電に係る事業を第三者へ承継する場合は、事業計画変更申請に加え承継者の許可申請が必要となるため、申請に係る支柱部分の面積と下部の農地面積の合計が30アールを超えるものについては、第5の（1）に基づき、一般社団法人福島県農業会議の意見聴取を行うこととする。

3 営農型太陽光発電設備を改築する場合

（1）レイアウト変更及び転用面積の増加を伴わない場合

一般社団法人福島県農業会議への意見聴取を要しないものとする。

レイアウト変更及び転用面積の増加を伴わない営農型太陽光発電設備の改築については、事業計画変更に該当しないため、一般社団法人福島県農業会議の意見聴取も不要とする。

（2）レイアウト変更又は転用面積の増加を伴う場合

一般社団法人福島県農業会議への意見聴取を要するものとする。

レイアウト変更を伴うことで、下部の農地における営農への影響についても変更が生じる可能性があることから、申請に係る支柱部分の面積と下部の農地面積の合計が30アールを超えるものについては、一般社団法人福島県農業会議の意見聴取を行うこととする。

転用面積の増加を伴うものについては許可申請が必要となることから、申請に係る支柱部分の面積と下部の農地面積の合計が30アールを超えるものについては、第5の（1）に基づき、一般社団法人福島県農業会議への意見聴取を行うこととする。